

第 9 号議案

足立区防災減災対策整備基金条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区防災減災対策整備基金条例

(設置)

第 1 条 区民の生命・財産・安全を守る防災・減災対策の強化に資する公共施設等の整備（以下「防災減災対策」という。）に要する資金に充てるため、足立区防災減災対策整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として毎年度積み立てる額は、足立区一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金の利子の処理)

第 4 条 基金の利子は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 区長は、必要があると認めるときは、基金の一部又は全部を防災減災対策に係る資金として処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

足立区防災減災対策整備基金を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。